

意見書

令和5年12月1日

埼玉県知事 大野元裕様

埼玉県教育委員会教育長 日吉亨様

一般社団法人埼玉県立浦和高等学校同窓会

代表理事 会長 野辺博



埼玉県男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」）の県教育委員会教育長宛、令和5年8月30日付「勧告書」（以下「本勧告書」）は、男女別学は、女子差別撤廃条約上、このことだけでは条約違反とはされていないものの、男女共学での教育が奨励されており、男女の役割についての定型化された概念の撤廃が求められている以上、埼玉県立高校において共学化が早期に実現されるべきである、と勧告するものである。

しかし、当同窓会は、埼玉県立高校における男女別学は今後も維持されていくべきものと考え、本意見書を提出する。

1 苦情処理委員は、20年前にも今回と同様の勧告を発出している（本勧告書の略記に従い、以下同勧告を「平成13年度勧告」という）。

それに対する回答としての「平成14年度報告書」（前同様の略記）では、要旨として「本県の別学校は、長い歴史と伝統を持ち、県民の高い評価と在校生、卒業生、保護者、あるいは地域住民の根強い愛着があり、多くの県民の強い支持があること、各学校の主体性を尊重する必要があることから共学化という結論には至らなかった」と述べている。

そして今日においても、平成14年度報告書の要旨はそのまま妥当するというにとどまらず、多様性（ダイバーシティ）、ジェンダー平等、更には少数者の意思を尊重し、あらゆる個人に対して選択肢の幅を広げるという現代の視点に照らすならば、男女別学の意義は再認識され、むしろ積極的に評価すべきものである。

2 本勧告書では、「男女別学が男女の役割についての定型化された概念だ」という。しかし、共学化すればその概念が撤廃されるとみるのは早計に過ぎよう。

共学化は、社会に実際存する男女間の格差や不平等が、そのまま学校内に持ち込まれてしまうというリスクすらある。

学科においては、男子生徒が理数系を多く選択し、家庭科を軽んじたり、女子生徒にはその逆を選択させたりする。また文化祭や体育祭などの活動においては、

体力仕事は男子が担うなどすれば、それこそ、固定化された男女の役割が教育の場にも及んでしまうことを意味する。単に共学にしさえすれば、ジェンダー平等が実現し、別学は然に非ずという認識だとすれば、あまりに表面的、短絡的な発想であろう。

別学においても、ジェンダー平等の視点からカリキュラムが改善され、さまざまなジェンダー平等の取り組みが既に実践されている。

3 海外に目を向けると、アメリカ、韓国、イギリス、ニュージーランドなどでは、教育方策としての男女別学に関して、その内容や効果が報告され、また研究されている。その多くが学力をはじめ多方面での別学教育の有意性を指摘している。

これは、発達段階における男女差が大きく、それを無視して男女一律に同一教育をしていくことの弊害が大きいということであろう。

4 今日、中学生が進むべき高校を選択するに際し、別学校を希望する者は相当数存在する。そのような生徒がその希望を叶えたいと欲したときは、私立の別学を選択せざるを得ないが、当然学費は県立高校に比べ高額である、しかし、経済環境がそれを許さない家庭もある。つまり結果として、これは高校選択の幅を狭めてしまうのである。

現代社会においては、多様性（ダイバーシティ）の観点から、個人の選択できる範囲は可能なかぎり広く認めるべきだと考えられている。その観点からは、公立高等学校における別学を廃止することは選択肢を奪うことを意味する。

更に言えば、平成13年度勧告では「高校生という多感な時期に、異性と真剣に向かい共に協力し合って問題を解決していく体験こそ重要である。」と主張するが、多感で精神的にも不安定な高校生にあっては、異性と接することに恐怖心、抵抗感を抱く者は少なからず存在しよう。別学の廃止は、このような感受性を持つ生徒を無視することにも繋がるのである。教育政策として妥当なものとは言えない。

むしろ、少数のこのような意識を持つ者も学校生活が有意義に送れるよう配慮すべきであるのが、教育機関の役割であろう。

なお、このような生徒が人格形成に負の影響を及ぼすとは到底思えない。

5 本勧告書では、「平成14年度報告書にあるとおり、『歴史』や『伝統』は、重要なものであり、否定されるものではなく、尊重されてしかるべきものである。特に、女子校においては、アファーマティブアクションの観点からも、積極的に設置がなされる許容性も認められないわけではない。しかも、これまで男女共同参画に資する人材が育成されてきた経緯も認められる。」として、女子別学については、その存在を積極的に評価する。しかしながら他方で、公立学校の公共性から、公費で賄われていることも考慮すると、性別で異なった取扱いをするこ

とは大問題であると述べる。

女子別学を肯定するのか否定するのか、文脈が判然としない記述である。

現在、私立の別学も毎年公的助成金の支援を受けている。それは公立私立を問わず、高校教育の重要性に鑑みての施策である。

そうであるなら、本勧告書の共学化勧告は、私学にも向けられる内容であり、少なくとも触れられて然るべきである。しかし、本勧告書はこの点に目をつぶる。私立の別学までは関知しないという姿勢だろうが、首尾一貫しない主張に見える。

加えて、本勧告書は、国立大学法人が設置している付属高校に女子校や男子校があることをどう見ているのだろうか。公立学校の公共性に照らし、この事実も「大問題」というのであろうか。

6 別学出身者とりわけ男子は、社会に出ると、定型化された男女の役割という概念から抜け出せず、社会生活に支障を来す、あるいは四圍に悪影響を与える等、問題が生じるとでもいうのであろうか。もちろん、そのような調査結果などはなく、そのような実情にもないというのが一般人の感覚であろう。

今日においてこそ、高校教育における別学の有用性が認められ、再評価されるべきである。別学の存在意義は誠に大きいものといわなければならない。

7 最後に、埼玉県立高校の管理職や教職員の格差等については、県教育行政の問題であり、今回の共学化とは趣旨を異にするものである。

以上